

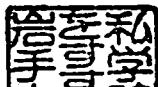
請願文書表 平成29年9月盛岡市議会定例会（平成29年9月21日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
2	H29. 9. 4	私学教育を充実・発展させるための請願	<p>私学助成をすすめる岩手の会 会長 [REDACTED]</p> <p>(紹介議員) 遠藤政幸 中村亨 鈴木礼子 村上貢一 伊達康子 守谷祐志</p>	教育福祉常任委員会
3	H29. 9. 8	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願	<p>岩手県原爆被害者団体協議会 会長 [REDACTED]</p> <p>(紹介議員) 遠藤政幸 中村亨 鈴木礼子 村上貢一 守谷祐志</p>	総務常任委員会

2017年9月4日

盛岡市議会議長殿

請願者



私学助成をすすめる岩手の会

会長

事務局長

## 私学教育を充実・発展させるための請願

紹介議員

遠藤政吉

中村亨

村上貢一

請願第 2 号

伊達 康子

鈴木 礼子

守谷祐尚



# 私学教育を充実・発展させるための請願書

## 請願の趣旨

日頃の私学振興に対するご尽力に敬意を表します。特に昨年度も私たちの請願（陳情）を、県内の多くの市町村議会が採択して下さったことに対しまして、心から御礼申し上げます。

各市町村議会から提出された意見書は、今年度の国の私学関係予算を増額させるなど、大きな威力を發揮しました。

岩手県は国の私学関係予算が毎年のように増額している中、財政赤字を理由として、高校生一人当たりの補助単価を平成16年度の340,570円を最高に、平成20年まで4年連続で削減しました。しかし、市町村議会からの意見書を始めとする県民からの声で、平成21年度より増額に転じ、今年度も岩手県の私学助成金（運営費補助）は高校生一人当たりの補助単価で346,315円（昨年度343,991円）と増額し、ここ数年で、ようやく平成16年度の水準に回復しました。

それでも、私学と公立の学費格差は依然として大きく、私学の教育諸条件（施設・設備など）は全体として公立より劣っています。さらに、6年前の大震災によって施設・設備に甚大な被害を受けた学校も少なくありません。また、世帯の所得に応じて、授業料に対する就学支援金が支給されますが、私立高校には授業料に加えて実質的な授業料に相当する高額な「施設設備費」「教育維持費」等があります。現行の就学支援金だけでは公私間格差は是正されません。学费を支払うことができずに退学せざるを得ない生徒もなくなりません。私たちは、このような状況を早急に改善し、公立でも私立でも学费を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければならないと考えています。

「少子化」進行の中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけることになり、地域の振興という点から見ても、憂慮すべき事態であると考えます。

私たちは、「少子化」の今こそ、教育諸条件（30入学級、教育費負担軽減など）を抜本的に改善する絶好の機会だと考えます。また、このことが「少子化」歯止めの有効な対策になると考えます。

以上のような趣旨から、下記の項目を実現して下さいよう、請願いたします。

## 請願事項

1. 貴市内に設置されている私立高校に対して運営費補助を増額して下さい。
2. 貴市の住民で岩手県内の私立高校に在籍する生徒の保護者に対して、就学援助金を給付して下さい。
3. 国及び県に対して、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求める意見書を提出して下さい。

以上

平成29年 9月 8日

盛岡市議会  
議長 殿

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、  
国会が批准することを求める請願

請願団体 岩手県原爆被害者団体協議会

住 所

代表者



紹介議員氏名

遠藤政幸

平林亨

鎌木礼子

村上貢一

守谷清志

請願第 3 号



平成 29 年 9 月 2 日

盛岡市議会議長

様

岩手県原爆被災者団体協議会  
会長

連絡先

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、  
国会が批准することを求める請願について

1 請願の趣旨

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること、及び衆議院・参議院の両院において、国連で採択された核兵器禁止条約をすみやかに批准するよう求める意見書を政府及び国会に提出するよう請願します。

2 請願の理由

本年 7 月 7 日、「核兵器禁止条約の国連会議」で、人類史上初めて核兵器禁止条約が国連加盟国の三分の二にあたる 122 カ国の賛成で採択され、「核兵器のない世界」への歴史的第一歩を踏み出しました。しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国の日本政府は核保有国と歩調を合わせ参加しませんでした。

条約前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法にてらして、その違法性が明確に述べられています。さらに「核兵器使用の被害者 (HIBAKUSHAS) 及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及しています。

第 1 条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されています。

また第 4 条では、核兵器国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっています。

核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、署名が開示される 9 月 20 日以降いち早く調印し、国会での批准を経て条約に正式に参加することを強く求めます。

以上の趣旨に基づき地方自治法第 99 条の規定により、政府及び国会に対し意見書を提出してくださるよう請願いたします。

記

- 1、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2、衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上